CATEGORY
会計・検定試験

対象
公益法人・一般法人

公益法人会計検定試験２級サンプル問題の出題分析

金子良太［かねこ・りょうた］
國學院大學教授

目　次

◆ 全体を通じて

◆ 問題Ⅰのポイント

・設問１：全体を通じての設問の趣旨

・設問２：全体を通じての設問の趣旨

◆ 問題Ⅱのポイント

・全体を通じての設問の趣旨

◆ 問題Ⅲのポイント

・全体を通じての設問の趣旨

全体を通じて

公益法人会計検定試験では、問題Ⅰで（主として公益法人会計基準に対する理解力を問う）文章問題、問題Ⅱで仕訳、そして問題Ⅲで財務諸表の作成が出題されている。理論問題と計算問題双方ができて、検定試験の合格に結び付く。

すべての問題に共通しているのは、公益法人会計に特有の論点が必ず出題されることである。「指定正味財産」「一般正味財産」「基本財産」「特定資産」「補助金等」といった、公益法人会計に特有の用語や論点は理論問題、計算問題を問わず出題頻度が高いので、ぜひともおさえておきたい。

以下、問題ごとに出題のポイントや解法を述べていく。

問題Ⅰのポイント

設問１：全体を通じての設問の趣旨

問題は、公益法人が受け取る補助金等に関連するものである。特に、「指定正味財産」と「一般正味財産」の区分に着目して補助金等の会計処理を問うている。

指定正味財産と一般正味財産の区分は、平成16年の公益法人会計基準から導入された。公益法人会計基準第２　２では、貸借対照表において「正味財産の部を指定正味財産及び一般正味財産に区分しなければならない」とされている。また、会計基準第３　２において、正味財産増減計算書においても「一般正味財産増減の部及び指定正味財産増減の部に分かち」とされている。

正味財産の区分の例については、公益法人会計基準注解６において「寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の使途について制約が課されている場合には、当該受け入れた資産の額を、貸借対照表上、指定正味財産の区分に記載するものとする。また、当期中に当該寄付によって受け入れた資産の額は、正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部に記載するものとする。」とされている。これを受けて、注解13では国又は地方公共団体等からの補助金の受入れについて「法人が国又は地方公共団体等から補助金等を受け入れた場合、原則として、その受入額を受取補助金等として指定正味財産増減の部に記載し、補助金等の目的たる支出が行われるのに応じて当該金額を指定正味財産から一般正味財産に振り替えるものとする。」と示している。

補助金等は、使途が指定されていることが一般的であるから、原則として受入時に指定正味財産として処理されることとなる。

これらの区分は、企業会計には存在しない。また、さまざまな非営利法人の会計基準の中でも、指定正味財産に関する規定があるのは公益法人会計基準とNPO法人会計基準だけである。NPO法人会計基準では正味財産の区分は任意であり、正味財産の区分を強制しているのは公益法人会計基準のみである。ちなみに、米国の非営利組織の会計基準においても正味財産が使途の指定に応じて区分されている。この区分は公益法人会計基準の一番の特徴であり、公益法人会計検定試験で出題される可能性は高いといえよう。

このような区分は、寄付金や補助金等を多く受け入れる公益法人の財産の受託者としての責任を明らかにするうえで非常に重要である。また、法人の運営者から見ても、正味財産のほとんどが指定正味財産で占められているとすれば、正味財産があってもその使い道は定まった状態であり、法人運営の自由度は限定される。一方、一般正味財産がほとんどであるとすれば、法人運営上の自由度は大きい。東日本大震災の後で大幅に正味財産が増加した組織があったが、その内訳をみるとほとんどが指定正味財産の増加ということがあった。震災復興を目的とした寄付について未使用分が一時的に指定正味財産に計上されていたが、復興に関する事業の遂行に応じて指定正味財産は減少し事業終了時には指定正味財産はなくなるので、決して法人が「豊か」になったとはいえなかった。

【設問の解説】

公益法人会計基準注解13に従って、補助金等1,000を受け入れたときの仕訳例は次のとおりである。

㈱	現金預金	1,000
	㈱ 受取補助金等（指定）	1,000

その後、事業を実施した場合には次のとおりの仕訳となる。

(借) 事業費（一般） 1,000
　(貸) 現金預金 1,000
(借) 一般正味財産への振替額（指定） 1,000
　(貸) 受取補助金等 1,000
　　―受取補助金等振替額（一般）

なお、この仕訳には「当該事業年度末までに目的たる支出を行うことが予定されている補助金等を受け入れた場合には、その受入額を受取補助金等として一般正味財産増減の部に記載することができる。」（注解13）と例外がある。

これに従った場合の補助金等1,000を受け入れたときの仕訳例は次のとおりである。

(借) 現金預金 1,000
　(貸) 受取補助金等（一般） 1,000

その後、事業を実施した場合には次のとおりの仕訳例となる。

(借) 事業費（一般） 1,000
　(貸) 現金預金 1,000

以上のとおり、年度内に補助金が利用されるのであれば、指定から一般へ振り替える手間を省略する仕訳も認められる。

なお、注解13は補助金を負債として受け入れる例を「当該補助金等が国又は地方公共団体等の補助金等交付業務を実質的に代行する目的で当該法人に一時的に支払われたものである場合等、当該補助金等を第三者へ交付する義務を負担する場合には、当該補助金等は預り補助金等として処理し、事業年度末における残高を負債の部に記載するものとする。」と示している。

他の団体等へ交付する予定の補助金等を一時的に受け入れた場合については、これを収益（正味財産の増加）とはせずに、負債（預り金）の増加として処理するという趣旨である。仕訳例を示せば、次のとおりである。

(借) 現金預金 1,000
　(貸) 預り補助金等（負債） 1,000

サンプル問題ではこの点についての言及はないが、合わせて理解しておくことが望まれる。

設問２：全体を通じての設問の趣旨

公益法人においても、資産の評価は重要な課題である。特に、資産の時価が著しく下落しているにもかかわらず、それを貸借対照表に反映させないことは、公益法人の財政状態を財務諸表利用者に適切に開示していないことになってしまう。

そこで、時価が著しく下落した場合に公益法人に求められる会計処理を問うているのが本問である。なお、公益法人の会計処理は、企業会計における会計処理とは異なっている点があることにも留意されたい。

実務指針Q45では、時価は「観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額（例えば、不動産鑑定評価額等）を用いることになる。」。

公益法人会計基準第２３(6)では、「資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。」としている。この規定は、有形固定資産および無形固定資産双方に対して適用される。

ただし、「有形固定資産及び無形固定資産について使用価値が時価を超える場合、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とすることができる。」ともされている。

使用価値というのは、「減損会計」においてよく用いられる用語である。例えば次のような資産を考えてみる。

- その資産を使用し続けることで今後生み出されるキャッシュフロー（使用価値）が300で、資産の時価（売却額―手数料、税金等）が200

この場合、資産の価値が下落していても、

売却してしまうよりもそのまま継続して使用し続けるほうが法人にとってはよい（ましな）選択となる。貸借対照表に計上される当該資産の価額は、時価の200ではなく使用価値の300とすることができる。なお、公益法人において使用価値で評価できるのは、対価を伴う事業に固定資産を使用している場合に限られる（対価を伴わない事業では、使用価値は０となってしまう。）。

なお、公益法人ではこのような「減損会計」の適用は強制ではなく任意である。また、詳細は省略するが、企業会計における減損会計とは手法が異なっていることにも留意されたい。

当該会計処理については、公益法人会計基準のほか、実務指針Q42も参照されたい。

実務指針Q36等では、「著しく下落した場合」について、「時価が帳簿価額から概ね50％を超えて下落している場合」としている。50％未満の時価の下落について明文はないが、それが著しい下落に該当するかどうかは、各法人の判断で合理的な基準を設けて判定することができるものとされている。

【各設問の解説】

＜設問２(1)＞

50％という具体的な数値に言及する必要がある。

＜設問２(2)＞

時価とは市場価格であるというだけでなく、市場価格が観察できない場合にも言及できると高得点となる。

＜設問２(3)＞

時価評価についての記述のみでは、高得点とはならない。「時価」とともに、「使用価値」に言及することが求められる。

また、公益法人において使用価値により評価できるのは、対価を伴う事業に供していることに言及できればなおよい。

問題Ⅱのポイント

全体を通じての設問の趣旨

公益法人の日々の仕訳に関する基本的な理解を問う問題である。内容的には、日本商工会議所簿記検定３級試験の第一問で問われる仕訳とほぼ同水準である。もっとも、補助金等や特定資産の会計処理等、企業を対象とした他の簿記検定では問われない仕訳も出題されている。公益法人特有の会計処理は、公益法人会計検定では必ず出題されると予想されるので、しっかりと理解しておくことが望まれる。

【各設問の解説】

＜(1)の取引＞

期末に売却しているため、期首から期末までの１年分の旧備品に関連する減価償却費の計上を忘れないこと、また、減価償却費の計算等のために旧備品の取得原価を求めることが重要である。

旧備品はすでに２年分償却されている。取得原価をxとすると、

x－（１－0.1）x／５×２（年）＝320,000（期首の帳簿価額）

となる。

ここから旧備品の取得原価は500,000円、毎期の償却額は500,000－50,000／５年＝90,000円と求められる。

ここから旧備品に関連して計上すべき減価償却費は90,000円、固定資産売却損は

（320,000－90,000）－200,000（下取り価額）＝30,000

となる。

下取りという言葉には惑わされやすいが、要は(1)旧資産を売却し、(2)新資産を購入するという２つの取引を合わせたものであると考えればよい。

＜(2)①の取引＞

総務省より、「次年度等の事業費に充当する目的」でという使途の指定が行われているため、指定正味財産の増加として処理する。

＜(2)②の取引＞

給料手当、旅費交通費、消耗品費の現金支出の仕訳だけではなく、使用額（補助金の全額）を一般正味財産へ振り替えることも忘れないこと。

＜(3)の取引＞

消費税の会計処理は、税抜方式と税込方式がある。税抜方式では、消費税部分を別に記帳するが、税込方式では消費税部分と本体部分とを区別せずに記帳する。

例えば本問の場合、税込方式による場合には

(借)	什器備品	324,000
(貸)	現金	324,000

となる。

＜(4)の取引＞

改良と定期修繕とは性質が大きく異なる。改良は、固定資産の使用可能期間を延長又は価値を増加させることをいい、その分資産の取得原価に加算される。このような支出を、資本的支出という。それに対して、定期修繕は、通常の維持管理や原状回復のための支出であり、修繕費として処理される。このような支出を、収益的支出という。ある支出を資本的支出か収益的支出かいずれに区分するかによって資産の簿価や、その後、耐用年数にわたって毎期の減価償却額に違いが生じてくる。本問では、700,000円の支出のうち500,000円の改良分を建物の増加として、残りの200,000円を収益的支出として処理する。

当該資産の修繕引当金とは、企業が保有する有形固定資産について、毎年行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合に、その修繕に備えて計上される引当金である。

企業会計原則注解（注18）では、①将来の特定の費用又は損失であって、②その発生が当期以前の事象に起因し、③発生の可能性が高く、かつ、④その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものと規定している。修繕引当金は負債となる。

本問では200,000円の修繕に関する支出のうち、100,000円は修繕引当金を取り崩し、残りの100,000円を修繕費として当期の費用に計上する。

＜(5)の取引＞

公益法人会計基準注解注４　３では、「公益法人が特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする。」とされている。特定資産は、固定資産の部に計上される。固定資産の部は、基本財産、特定資産、その他の固定資産に３区分される。本問では、「記念事業を実施するための200,000円の寄付」ということなので、特定資産に区分することが適当である。特定資産の区分は企業会計には存在しない区分であり、その分、公益法人会計検定では出題される可能性が高いことに留意されたい。

問題Ⅲのポイント

全体を通じての設問の趣旨

内容的には、日本商工会議所簿記検定３級で出題される精算表とほぼ同水準である。しかし、特定資産への繰入れや減価償却に伴う一般正味財産への振替は通常の簿記検定にはない論点なので、注意を要する。

精算表は、残高試算表に表示されている資産、負債、正味財産、収益、費用に整理記入

を行って、正味財産増減計算書や貸借対照表を作成する一連の流れを纏めたものである。

検定試験出題の立場からは、精算表を作成させることによって決算整理の仕訳、正味財産増減計算書、貸借対照表と多くの項目に対する理解度を問うことができる。そのため、日商簿記検定試験をはじめとする他の簿記検定試験でも出題頻度は高く、公益法人会計検定試験においても高頻度での出題が予想される。

【1.の仕訳】

新規発行国債を寄付により受け入れたときの仕訳は

㈱　投資有価証券　560
　㈹　投資有価証券受贈益（指定）　560

となる。

公益法人会計基準第２　３（2)では、「交換、受贈等によって取得した資産の取得価額は、その取得時における公正な評価額とする。」とされている。本問の場合は（額面総額の600ではなく)、560が受入時の公正な評価額ということになる。なお、債券の額面総額は、将来債権が償還されるときに受け取ることができる金額を示している。

次に、満期保有目的債券の特徴について説明する。公益法人会計基準第２　３（3)では「満期保有目的の債券～（中略）～については、取得価額をもって貸借対照表価額とする」としている。満期保有目的の債券は、実務指針Q29では「法人が償還期限まで所有するという積極的な意思とその能力をもって保有する」債券である。したがって、途中売却は予定されておらず、その運用益を得ることが債券保有の目的であり、途中段階での時価の変動は考慮しなくてよいものとされている。

満期保有目的債券の運用益は、毎期発行体から受け取れる利息だけではない。取得金額と額面金額との差額、本問の場合においては560と600との差額の40も、取得日から償還日までの期間保有することにより享受できる運用益（利息）ということができる。この享受できる運用益（利息）40については、（償還時点で一気に収益とするのではなく）償還期間の10年にわたって毎期期間に応じて配分することが合理的である。

取得価額と額面総額との差額が主に金利の調整部分に該当するときに、これを償還期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減する方法を「償却原価法」という（重要性が乏しいものを除く)。満期保有目的債券については償却原価法の適用が求められる（公益法人会計基準注解９)。償却原価法の毎期への期間配分の方法として、定額法と利息法とがあるが、定額法（毎期同額を配分する方法）をおさえておけば十分である。

本問においては2017年10月１日に当該債券を取得し、2018年３月31日に決算を迎えていることから、償却原価法により計上される利息は（１年分ではなく）半年分（10月１日～３月31日）であることに注意されたい。

差額40÷10年×６か月/12か月＝２が償却原価法による利益の配分額となる。仕訳は

㈱　投資有価証券　2
　㈹　基本財産受取利息（指定）　2

となる。

なお、近年の低金利に伴って、既発債等を中心に時価が額面総額を上回る例があることにも留意されたい。たとえば、時価が640で、額面総額が600といった事例である。この場合には、時価と額面総額との差額40は実質的な利息のマイナスであり、上記の仕訳とは貸借反対の

㈱　基本財産受取利息（等）　×××
　㈹　投資有価証券　×××

といった仕訳が考えられる。

現在の債券価格を考慮すると、このような事例が出題される可能性もあるものと考えられる。

【2.の仕訳】

減価償却については、寄贈された備品も自ら取得した備品も同じように処理する。

＜減価償却額＞

建物　11

備品（受贈分）（100－10）÷10年＝9

（自己取得分）　6

使途が制約された形で寄付された備品については、受け入れ時に

㈱　備品　100

　㈹　備品受贈益（指定）　100

としている。

受贈された資産については、当該資産の耐用年数期間にわたって、減価償却に対応して徐々に使途の制約が解除されるものと考える。

1年あたりの減価償却費は100×0.9/10年＝9であるため、毎期減価償却と同額の9を指定から一般へ振り替える。

減価償却の仕訳と、振替の仕訳を合わせると次のとおりとなる。

㈱　建物減価償却費　11

　㈹　備品減価償却累計額　11

㈱　備品減価償却費　15

　㈹　備品減価償却累計額　15

㈱　一般正味財産への振替額（指定）　9

　㈹　備品受贈益（一般）　9

【3.の仕訳】

減価償却は、減価償却の対象資産の将来の更新に備えてあらかじめ積み立てておく資産（特定資産）である。減価償却は必ず行う必要があるが、減価償却引当資産の計上はあくまで任意である。ここでは、減価償却額と同額を現金から減価償却引当資産へと振り替える。

㈱　建物減価償却引当資産　11

　備品減価償却引当資産　15

　㈹　現金　26

【4.の仕訳】

会費の前受や未収はよく生じうるが、毎期の損益計算を適切に行うために、会費はサービスの提供される期間に適切に帰属させる必要がある。

まず、前受分については前受会費（負債）として次期に繰り延べる必要がある。

㈱　受取会費　10

　㈹　前受会費　10

次に、未収分については当期の収益とすべきであり、未収分は未収会費（資産）として計上する必要がある。

㈱　未収会費　20

　㈹　受取会費　20

【5.の仕訳】

本問では、借入金にかかる利息は毎年12月1日に1年分を先払いしていると判断できる。

12/1	3/31	12/1
利息支払	決算	利息支払
←4か月→		←8か月→

12/1～3/31の4か月分は当期に帰属するが、4/1～11/30の8か月分は次期に帰属する。

利息の支払い時に次のとおりの仕訳をしている。

㈱　支払利息　15

　㈹　現金預金等　15

そこで、決算において15×8か月/12か月＝10を次期に繰り延べる必要がある。決算整理仕訳は次のとおりである。

㈱　前払利息　10

　㈹　支払利息　10

以上1～5の決算整理その他の事項を考慮したうえで、精算表を作成する必要がある。

なお、公益法人会計基準では正味財産が2区分され、精算表上も正味財産増減計算書が指定正味財産の部と一般正味財産の部とに2区分されている。

このため記入欄が多くなっているが、数字を記載する際には、誤った場所に記載しないように注意されたい。

決算整理仕訳をすべて正解にしても、その記入箇所を誤ってしまうと、結果として正しい正味財産増減額を算定できず、試験の得点も下がってしまう。

内容をよく理解し、本試験においてはケアレスミスのないよう皆様のご健闘をお祈りして、本稿を締めくくりたい。

（設問の完成度をより高いものとするために、既報の問題の一部に 加筆・修正を施しています。）

受検番号（必須）		会場（いずれか丸で囲む）（必須）	東京・大阪
所属法人名（任意）		氏名（必須）	

第〇回公益法人会計検定試験（2 級）サンプル問題模範解答

【問題Ⅰ】（配点：30 点）

＜設問１＞（配点：20 点）

次の《資料 1》は、公益法人会計基準注解 13 から抜粋したものである。これについて、以下の問に答えなさい。

《資料 1》

法人が国又は地方公共団体等から補助金等を受け入れた場合、（中略）受取補助金等として ① に記載し、補助金等の目的たる ② が行われるのに応じて当該金額を ③ から ④ に振り替えるものとする。

（１）空欄 ① ～ ④ に当てはまる適切な語句を答えなさい。（配点：各 3 点）

①

指定正味財産増減の部

②

支出

③

指定正味財産

④

一般正味財産

（２）下線部のような会計処理を行う理由を、簡潔に説明しなさい。（配点：8 点）

指定正味財産を費消した場合には、その価額につき使途の制約が解除されることになり、その財産の費消は、一般正味財産の減少額として記載されるべきなので、当該価額につき一般正味財産増減の部に振り替える。

＜設問 2＞（配点：10 点）

次の《資料 2》は、公益法人会計基準第 2 の 3「資産の貸借対照表価額」の（6）から抜粋したものである。これについて、以下の問に答えなさい。

《資料 2》

資産の時価が著しく下落したとき[a]は、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価[b]をもって貸借対照表価額としなければならない。

（1）下線（a）の「資産の時価が著しく下落したとき」とは具体的にどのような場合をいうか、答えなさい。（配点：3 点）

時価が帳簿価額から概ね 50%を超えて下落している場合をいう。

（2）下線（b）の「時価」とは、原則としてどのようなものをいうか、答えなさい。（配点：3 点）

観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額（不動産鑑定評価額等）を用いる。

（3）下線（b）の「時価」については、例外として使用価値を用いることが認められている。使用価値を用いることが認められるのはどのような場合か、答えなさい。（配点：4 点）

有形固定資産及び無形固定資産について使用価値が時価を超える場合、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とすることができる。使用価値により評価できるのは、対価を伴う事業に供している固定資産に限られる。

【問題Ⅱ】（配点：各５点、計30点）

下記の各取引についての仕訳を以下に示しなさい。ただし、勘定科目は次の中から最も適当と思われるものを選ぶこと。

［勘定科目］

現金	普通預金	定期預金
仮払消費税	建物	什器備品
特定資産－記念事業積立金	未払金	仮受消費税
減価償却累計額	退職給付引当金	修繕引当金
受取国庫補助金（指定）	受取寄付金（指定）	一般正味財産への振替額（指定）
受取国庫補助金（一般）	固定資産売却益	給料手当
旅費交通費	消耗品費	修繕費
租税公課	減価償却費	退職給付費用
固定資産売却損		

＊（指定）は指定正味財産増減計算の部に計上する科目
（一般）は一般正味財産増減計算の部に計上する科目

（１）期末に備品（期首の帳簿価額320,000円、耐用年数５年、残存価額は取得原価の10%、定額法、すでに２年分償却済み）を下取りさせて、新しい備品を700,000円で購入した。なお、旧備品の下取り価額は200,000円であり、購入価額との差額は翌月末に支払うことにした。従来、減価償却の記帳は間接法を採用している。

（２）①　次年度の事業費等に充当する目的で総務省から5,000,000円の補助金が普通預金に入金された。

②　当年度において、その補助事業を実施し、当年度末までに受け入れていた補助金の全額を現金で支出した。支出の内訳は給料手当3,500,000円、旅費交通費1,000,000円、消耗品費500,000円であった。

（３）出版事業を行っており、出版事業に係る什器備品を300,000円で購入し、消費税24,000円とともに代金は現金で支払った。なお、消費税の会計処理は税抜き方式によっている（消費税率は8%である）。

（４）建物の定期修繕および改良を行い、代金700,000円は来月末に支払うこととした。代金のうち500,000円は耐用年数を延長させるための改良分であり、残りは定期的な修繕のための費用であった。なお、定期的な修繕のために修繕引当金100,000円が設定されている。

（５）記念事業を実施するための資金として、200,000円の寄付を現金で受取り、定期預金とし特定資産に区分した。

	借方	金額	貸方	金額
（1）	什器備品	700,000	什器備品	500,000
	減価償却費	90,000	未払金	500,000
	減価償却累計額	180,000		
	固定資産売却損	30,000		
（2）①	普通預金	5,000,000	受取国庫補助金（指定）	5,000,000
（2）②	給料手当	3,500,000	現金	5,000,000
	旅費交通費	1,000,000		
	消耗品費	500,000		
	一般正味財産への振替額（指定）	5,000,000	受取国庫補助金（一般）	5,000,000
（3）	什器備品	300,000	現金	324,000
	仮払消費税	24,000		
（4）	建物	500,000	未払金	700,000
	修繕引当金	100,000		
	修繕費	100,000		
（5）	現金	200,000	受取寄付金（指定）	200,000
	特定資産−記念事業積立金	200,000	現金	200,000

【問題説明等】

（1）固定資産の買い換えの問題であり、減価償却についてその理解を問うている。

（2）指定正味財産への補助金の受入れ、補助事業の実施に係る処理を問う問題である。

（3）消費税の会計処理について税抜き方式による問題である。

（4）固定資産取得後の当該資産に係る支出の会計処理を問う問題である。また修繕引当金の理解について問うている。

（5）特定資産の設定に係る問題である。

【問題Ⅲ】（配点：各４点、合計 40 点）

次の資料に基づいて、2017 年度（2017 年４月１日～2018 年３月 31 日）の決算にあたって作成される次頁の精算表を、精算表の該当する欄に金額を記入し完成させなさい。ただし、金額の単位はすべて千円である。なお、勘定科目欄の（　）には適切な科目を示す語句を記入しなさい。

〔資料〕決算整理その他の事項

1. 2017 年 10 月１日に、満期まで保有することを条件に新規発行国債を寄付により受け入れ、指定正味財産に区分される基本財産とした。国債の額面総額は 600、受贈価額は取得価額相当額の 560 であり、償還期間は 10 年である。国債利息は法人の事業の財源に充てる指定も受けている。額面との差額は金利の調整と認められるので、決算にあたり償却原価法（定額法）を適用する。
2. 有形固定資産のうちの建物について当期末で計上する減価償却費は 11 である。備品の期末有高 170 のうち、100 は使途が制約された形で寄付された特殊備品であり、指定正味財産に区分して特定資産としている。これについては、減価償却費は耐用年数 10 年、残存価額は取得原価の 10%として、定額法によって計算している。また備品の期末有高のうち 70 は法人が取得したものであり、当期末で計上する減価償却費は６である。
3. 建物減価償却費と備品減価償却費については、決算においてその計上額と同額の現金を預け入れて特定資産としている。
4. 会費について、次年度会費 10 を前受けしているが、今年度会費 20 は未収となっている。
5. 長期借入金に対する利息は、毎年 12 月１日に１年分 15 を支払っている。決算にあたり、未経過分を計上する。

（一般）は一般正味財産増減の部を構成する科目

（指定）は指定正味財産増減の部を構成する科目

＜解答のポイント＞

1. 投資有価証券（国債）の受贈　当年度 10/1　（10 年満期）　国債利息は一般財源とする

額面 600　取得価額（受贈価額）560　償却原価法（定額法）

$(600-560)\times\frac{6}{120}$ヶ月＝2

（借）投資有価証券　2　（貸）基本財産受取利息（指定）　2

2. 減価償却と振替

建物　11

備品　一般備品 6　受贈備品 9　$(100-10)\times\frac{1}{10}$ 年＝9

（借）備品減価償却費　15　（貸）備品減価償却累計額　15

（借）一般正味財産への振替額（指定）　9　（貸）備品受贈益（一般）　9

3. 減価償却引当資産の計上

（借）建物減価償却引当資産　11　（貸）現金　26

備品減価償却引当資産　15

4. 前受会費と未収会費の計上

（借）受取会費　10　（貸）前受会費　10

（借）未収会費　20　（貸）受取会費　20

5. 前払利息の計上　12/1～11/30　８ヶ月分の前払い

$15\times\frac{8}{12}$ヶ月＝10

（借）前払利息　10　（貸）支払利息　10

精 算 表

2018 年 3 月 31 日　　（単位：千円）

勘定科目	残高試算表		整理記入		正味財産増減計算書				貸借対照表	
					一般正味財産増減		指定正味財産増減			
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
現金	292			④ 26					266	
前払金	20								20	
土地	3,000								3,000	
投資有価証券	560		① 2						562	
備品減価償却引当資産	18		④ 15						33	
建物減価償却引当資産	11		④ 11						22	
建物	600								600	
備品	170								170	
未払金		20								20
預り金		12								12
長期借入金		500								500
備品減価償却累計額		15		② 15						30
建物減価償却累計額		11		11						22
受贈土地(指定正味財産)		3,000								3,000
受贈備品(指定正味財産)		100								100
一般正味財産		960								960
基本財産受取利息(一般)		36				36				
受取会費		630	⑤ 10	⑥ 20		⑦ 640				
備品売却益		23				23				
投資有価証券受贈益		560						560		
事業諸経費	300				300					
旅費交通費	160				160					
給料	130				130					
支払利息	15			⑧ 10	5					
雑損失	2				2					
建物火災損失	589				589					
	5,867	5,867								
(⑤ 前受)会費				⑤ 10						10
(⑥ 未収)会費			⑥ 20						20	
(⑧ 前払)利息			⑧ 10						10	
建物減価償却費			11		11					
備品減価償却費			② 15		15					
備品受贈益(一般)				③ 9		9				
一般正味財産への振替額			③ 9				9			
基本財産受取利息(指定)				① 2				2		
当期一般正味財産減少額						⑨ 504			⑨ 504	
当期指定正味財産増加額							⑩ 553			⑩ 553
			103	103	1,212	1,212	562	562	5,207	5,207

（①～⑩×各 4 点＝40 点）

（試験終了後、受検票・問題用紙（及びメモ用紙）はお持ち帰りください。解答用紙は机の上に裏面にして置いてお帰り下さい。）
※実際の本試験においては、問題用紙・解答用紙は分離しています。予めご了承ください。